

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2022年6月27日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 名古屋市西区則武新町三丁目1番36号

氏 名 株式会社ノリタケカンパニーリミテド

代表取締役社長 加藤 博

代理人 愛知県みよし市三好町東山300番地

株式会社ノリタケカンパニーリミテド三好事業所

三好事業所長 永田 滉

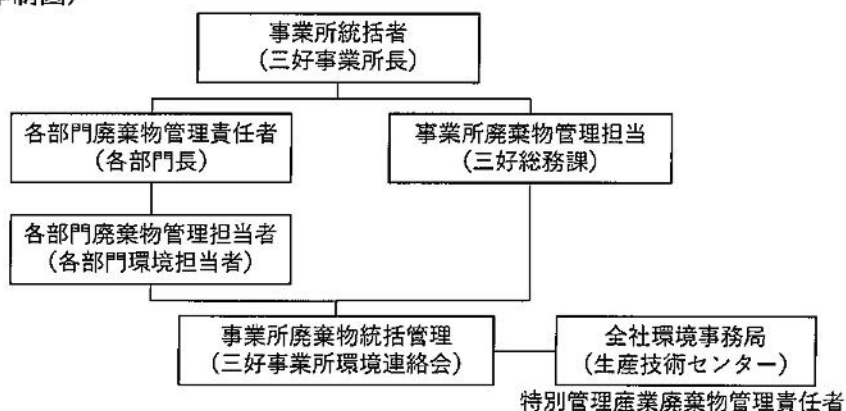
電話番号 0561-42-6603

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ノリタケカンパニーリミテド 三好事業所
事業場の所在地	愛知県みよし市三好町東山300番地
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	32. その他製造業
②事業の規模	製造品出荷額 : 160億円 (生産高)
③従業員数	764人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2021年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排 出 量	別紙2のとおり
	(これまでに実施した取組) ・生産性向上、品質向上活動による発生廃棄物の抑制 ・分別の徹底などによる工程ロスの再資源化	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排 出 量	別紙2のとおり
	(今後実施する予定の取組) ・生産性向上、品質向上による発生廃棄物抑制の継続 ・廃液の分離、回収装置の導入検討による排出抑制	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・再資源化を目指した廃棄物分別ルールの設定及び保管 ・事業所集積場の管理及び従業員への分別指導
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・再資源化率向上を目指した分別ルールの見直し ・従業員教育等による廃棄物分別の徹底

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2021年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり
	(これまでに実施した取組) ・該当なし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり
	(今後実施する予定の取組) ・事業所内での不要物再利用の検討	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2021年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙2のとおり
	(これまでに実施した取組) ・該当なし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙2のとおり
	(今後実施する予定の取組) ・廃液回収装置の導入及び回収率向上	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（2021年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙2のとおり
	（これまでに実施した取組） ・該当なし	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙2のとおり
	（今後実施する予定の取組） ・該当なし	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（2021年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	別紙2のとおり
	別紙2のとおり	別紙2のとおり
	別紙2のとおり	別紙2のとおり
	別紙2のとおり	別紙2のとおり
	別紙2のとおり	別紙2のとおり
	（これまでに実施した取組） ・ 全社目標に基づく埋立廃棄物の削減及びリサイクル化の推進 ・ 優良認定業者への処理委託を促進	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	別紙2のとおり
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙2のとおり
	再生利用業者への 処理委託量	別紙2のとおり
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙2のとおり
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙2のとおり
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全社目標に基づく埋立廃棄物の削減及びリサイクル化の継続推進 ・ 優良認定業者への処理委託を継続推進 ・ 廃液回収装置導入による排出廃棄物の削減 	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

発生場所	産業廃棄物		委託処理		再資源化
工業機材事業	ガラス、陶磁器くず	→	改質分級	→	セメント原料
		→	破碎	→	再生原料
	汚泥	→	改質分級	→	セメント原料
		→	混錬造粒	→	再生処理土
	廃油	→	油水分離	→	再生燃料
		→	焼却		
セラミックス事業	ガラス、陶磁器くず	→	改質分級	→	セメント原料
電子ペースト事業	汚泥	→	焙焼	→	他用途原料
	廃油	→	混合エマルジョン化	→	他用途原料
	廃酸	→	中和		
		→	焼却		
廃アルカリ	→	焼却			
開発・技術部門	廃油	→	混合エマルジョン化	→	再生燃料
	廃アルカリ	→	混合エマルジョン化	→	再生燃料
	廃水銀等	→	分別	→	他用途原料
事業所全体	汚泥	→	改質分級	→	セメント原料
	廃プラスチック類	→	圧縮固化	→	再生燃料
	木くず	→	破碎	→	再生燃料
	水使用製品	→	分別	→	他用途原料
	ガラス陶磁器くず	→	埋立処分		
	感染性廃棄物	→	焼却		

